

提案型民間活用制度ガイドライン（暫定版） （素案）

平成 2 8 年〇月

茅ヶ崎市

目 次

1 はじめに	2
2 提案型民間活用制度の基本的な考え方	4
3 提案型民間活用制度の目的	6
4 提案型民間活用制度の概要及び類型	7
5 提案型民間活用制度の流れ	8
6 その他.....	16

1 はじめに

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、行政課題が複雑化する中、高齢者福祉、子育て支援、安全・安心なまちづくりへの対応など、市民サービスの需要が拡大しています。

このような状況において、将来にわたって、持続的かつ安定的に、市民サービスの維持向上を図っていくためには、「市民サービスは行政が提供するもの」という考えを改め、これまで主に行政主導により行われてきた市民サービスを「最も効果的で効率的なサービスの担い手となり得るのは誰か」という視点から見直し、民間団体、民間事業者のノウハウ、アイデアを生かすことで、地域にふさわしい市民サービスを提供できるシステムを構築していくことが重要です。

本市では、平成7年以降、行政改革にかかる取り組みのため、第1次及び第2次茅ヶ崎市行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しや定員管理の適正化、民間活力の導入、財政運営の健全化などの行政改革に取り組んできました。平成20年度からの第3次行政改革大綱では、自主・自立の行政運営を進め、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するための行政内部の改革と中長期的な視点を持って行政運営を進めていくために、「多様な主体との協働による質の高い行政経営の実現」を目標として、「市民サービスの質の向上」「多様な主体との連携」「限りある行政資源の最大限の活用」の3つの視点から、より効果的・効率的な行政運営の実現を目指し、改革に取り組みました。

さらに、厳しい財政状況下においても、次世代に負担を先送りせず、地域経営主体として、責任ある経営改善を行い、市民にとって真に必要な事業を着実に進める体制を整えておく必要があるという認識の下、歳出と歳入を総合的に勘案する中で、経営改善を行いながら必要な事業を実施するため、総合計画実施計画と行政改革実施計画を一体化した「茅ヶ崎市総合計画第2次実施計画（平成25年度～27年度）」を策定し、行政改革の取り組みを「経営改善方針」の行政改革重点推進事業として位置付けました。

また、市民サービスの提供における多元的な仕組づくりを推進するために、本市の公民連携の基本的な考え方や事業手法選択の手順、事業手法の具体的な内容等を明らかにするとともに、民間団体や民間事業者と連携・協働を推進する上での留意事項等について、全市的な認識の共有化を図るために、平成24年に「公民連携推進のための基本的な考え方」を策定し、公民連携推進のための方策等の1つとして、「新しい公共推進事業（提案型民営化制度）の導入」を位置付けました。

本ガイドラインは、提案型民間活用制度導入の目的、基本原則、対象とすべき事務事業選定の考え方、実施する上での基本的事項など、本市が提案型民間活用制度の取組を進めていくにあたっての基本的な考え方を取りまとめたものです。

なお、前述のとおり、平成24年に策定した「公民連携推進のための基本的な考え方」で

は提案型民営化制度としておりましたが、本制度はこれまで行政が担ってきた事業を、市民、民間団体、民間事業者の知恵とアイデアでより良いものにするとともに制度の目的に沿うものについては委託化という民間活用を行うことによって、さらに活力ある地域社会にしたいという意味を込めて提案型民間活用制度という名称にしました。

2 提案型民間活用制度の基本的な考え方

(1) 提案型民間活用制度の必要性

本市では、平成23年に「茅ヶ崎市総合計画基本構想」を策定し、今後の10年間で、私たちのまちの魅力・活力を将来にわたって持続できるまちづくり、基盤づくりを効果的に行うための政策目標を定め、「新しい公共の形成」「行政経営の展開」という2つの市政の基軸を位置付けました。

新しい公共とは、従来は行政が独占してきた領域を広く民間に開放することや、行政だけでは実施が難しい領域を協働で担うこと、新たな市民ニーズを踏まえて民間が先駆的に取り組む領域等について、民間団体、民間事業者が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方です。新しい公共が目指す地域社会は、市民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、民間団体や民間事業者により適切な形で提供され、社会経済情勢の変化にも対応し得る持続可能な社会です。

本市が、持続可能な成長と活力のある豊かな地域社会を築いていくためには、新しい公共の担い手となる民間団体、民間事業者、行政の多様な主体が、市民サービスの受益者である市民の立場に立ち、良質なサービスを提供していくために、それぞれの長所を生かしつつ、より理想的な役割分担の下で連携していくことが重要です。

提案型民間活用制度は、民間団体、民間事業者、行政の役割分担の見直しを通じて、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間に委ねるといった「事業実施主体の最適化」を図り、「新しい公共の形成」を促進するための制度として導入するものです。

なお、実施にあたっては、過度に経済性をのみを優先し、市民サービスの質の低下を招くことがないように十分に配慮します。

(2) 協働推進事業との関係性

本市では、市民活動団体の特性を生かした市民サービスを創出することで、複雑化する地域課題や多様な市民ニーズに対して、効果的、効率的に応えることのできる協働型まちづくりを推進するとともに、市民サービスの提供主体の多様化を図ることで、地域全体における市民サービス提供能力を高めるといった「新しい公共」の実現を目的に、平成18年度より協働推進事業を実施しています。

協働推進事業には、市が市民活動団体と協働で実施することが効果的な事業テーマを提示し、市民活動団体を対象として、事業企画案を公募する行政提案型と、市民活動団体等が市と協働することで、効果的な課題の解決が期待できると考える事業テーマについて、市民活動団体が事業企画案を提案する市民提案型があります。

また、市民提案型には、市に登録している団体を対象とした市民活動団体枠と、幅広い主体からの提案を受ける新しい公共推進枠があり、平成22年度からは市民・市民活動団

体等から、協働することで効果的な課題解決につながるアイデアを募り、行政提案型・市民提案型協働推進事業の事業テーマを検討する際のヒントとして活用するアイデア提案制度を導入しました。

協働推進事業はその性質上、市民活動団体等の成長を通じた市民の自治意識の向上や当事者性を生かしたサービス提供といった目的を持って協定の締結により実施するものであり、提案型民間活用制度による業務委託とは「新しい公共の形成」といった目標は共通であるものの、細部においては異なる部分もあります。

このため、協働推進事業と提案型民間活用制度の関係性については、次のとおり整理することとしました。

・協働推進事業の領域

- ①行政だけでは対応できない市民ニーズに対して、市民活動団体が自ら持つ当事者性等の特性を生かして取り組める事業
- ②地域性に配慮するとともに、地域の実情や市民ニーズに合わせて実施する事業（公園等の身近な公共スペースの管理等を行うアダプトプログラムのものも含む）
- ③市民活動団体が担うことで、市民の参加促進が期待できるなど、市民活動団体の持つネットワークを活用できる事業
- ④市民活動団体や民間団体、民間事業者が持つ資源等を活用した社会貢献活動等
- ⑤市民生活の向上を目的とした公益事業（啓発事業）

・提案型民間活用制度の領域

民間団体、民間事業者、行政の役割分担の見直しを通じて、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な実施が見込める事業から「協働推進事業の領域」を差し引いた事業

3 提案型民間活用制度の目的

(1) 事業実施主体の最適化

民間団体、民間事業者、行政の役割分担の最適化を図り、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについては、積極的に民間に委ねていきます。

なお、役割分担の最適化は、民間団体、民間事業者の知恵と力を借りながら、民間が持つ資源やノウハウを活用して市民サービスの安定的な提供を目指すとともに、行政の役割を重点化していくものであることから、過度に経済性のみを優先し、サービスの質の低下を招くことがないように十分配慮します。

(2) 市民サービスの向上

民間団体や民間事業者が市民サービスの提供主体となることで、民間の特性を生かした、より柔軟できめ細かな市民サービスの提供を目指します。

(3) 効率的な行政運営

本市の事務事業等の概要やコストを公表し、市政のさらなる透明性を確保するとともに、民間団体、民間事業者からの提案を受け付けることにより、民間ノウハウの活用による効率的な行政運営を推進します。

(4) 市民主体による持続可能なまちづくり

民間団体、民間事業者が市民サービスの担い手となるための環境を整備し、市民等のアイデアを生かした地域の実情に応じたサービスが将来にわたって適切に提供される持続可能なまちづくりを推進します。

(5) 地域経済の活性化

民間団体、民間事業者が事業実施主体となることで、新たなビジネスチャンスを創出し、有効需要や雇用の創出、地域活性化を図ります。

4 提案型民間活用制度の概要及び類型

提案型民間活用制度は、民間団体、民間事業者が創意工夫を発揮しつつ、良質な市民サービスが提供できる環境整備を目指すものです。

このため、市民サービスの実施にあたっての具体的な手順や方法を細かく指定するのではなく、市は、求めるサービスの内容や水準を示し、そのための手法やプロセスには民間団体、民間事業者のアイデア、ノウハウが最大限に活用できるようにし、業務委託として実施するものです。

これまでの一般的な業務委託では、あらかじめ、市が詳細な仕様書等を提示し、受託者は、市から示された仕様書等の通りに業務を実施してきましたが、提案型民間活用制度においては、市は、詳細な仕様書等は示さず、民間団体、民間事業者が自らの観点から、実施手法等も含めた提案を行い、業務を実施することとなります。

なお、提案型民間活用制度には、次の2つの類型があります。

(1) テーマ設定型

成果をより向上させる必要がありながら効果的な方策が定まっていない課題や複数部課で取り組むことにより効果があるような施策で、行政の発想では解決に限界があり、民間団体、民間事業者のノウハウに期待するものを市が設定するものです。

これにより、民間団体、民間事業者が事業実施主体となることで大きな成果を上げることを目指します。

また、新規事業の実施において、実施当初から民間団体、民間事業者が実施することが最も効果的だと判断される場合には、テーマとして掲げることも可能とします。

(2) 自由提案型

原則として、市が実施する全ての事務事業を対象として、市民・民間団体・民間事業者等から民間委託化すべき事業の提案を受け付ける「民間委託化提案」、その後市が民間委託すべきと決定した事業について、民間団体・民間事業者から企画提案を受け付ける「事業企画提案」の2段階提案となります。

5 提案型民間活用制度の流れ

(1) 事業の検討・事業候補案の選定

①テーマ設定型

事務事業評価・業務棚卸評価等を活用し、民間団体・民間事業者が事業実施主体となることで、より効率的・効果的に推進できると考えられる事業の候補を市が選定します。

②自由提案型

市が実施する全ての事務事業を対象として、市民・民間団体・民間事業者等から、民間委託化すべき事業の提案を受け付けます。

(2) 茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会での審議

上記(1)で選定・受付した候補事業について、附属機関である茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会でご審議いただきます。

(3) 民間委託化事業の決定

(2)の結果を踏まえ、民間委託化事業を市が決定します。

(4) 公募書類案の作成及び予算要求について

民間委託化事業については、市の各担当課が公募書類案を作成し、事業における期待すべき効果等を検討するとともに、想定される事業費及び人件費相当額を算出します。その後、業務委託費として予算要求します。

なお、原則3年間委託するため、債務負担行為を設定します。

(5) 事業企画提案の募集及び審査について

民間委託化事業について、事業企画提案を公募します。提案主体は、①民間事業者②民間団体（NPO法人等の非営利法人及び法人格のない社団である任意団体など）③共同事業体（民間事業者又は民間団体の複合体）の3者とします。原則、複数提案は可能としますが、受託した際のサービス水準を落とすことがないように十分考慮していただきます。

選定方法は公募型プロポーザル方式とし、茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会にて提案審査を行います。提案審査には事業担当課も出席し、提案に対する担当課としての立場から意見を述べるものとします。

選定評価については、11ページ「事業企画提案に対するプロポーザル方式の提案審査指針」のとおりであり、事業の性質、特殊性、地域特性などを考慮するとともに、障害者等の雇用への取り組みなどについて、評価に反映します。

茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会としての審議結果を受け、市としての意

思決定を行い、提案者に結果を連絡します。

なお、3年間の債務負担行為予定額を提案上限額としますが、事業企画提案募集時には債務負担行為額が確定していないため、事業企画提案募集時に掲げる提案上限額と契約金額が変更となる可能性があります。

委託料の算定にあたっては、人件費相当額については、最新の平均給与額等を活用し、事務事業評価・業務棚卸評価時に作成する事業別職員従事表を用いて事業ごとに適正な額を算出しますが、この際、事業の管理・監督に係る人件費相当額については除きます。

(参考) 人件費相当額の考え方 (標準例)

- ・ 常勤職員
(最新の平均給与額) × (対象事業に係る人工)
- ・ 再任用職員
(最新の平均給与額) × (対象事業に係る人工)
- ・ 臨時職員、非常勤嘱託員、非常勤嘱託職員
(各課提示額) × (対象事業に係る人工)

(6) 業務委託契約について

業務委託契約を締結する際には、行政責任を確保する観点から、市と受託者それぞれの役割、責務、事業報告に関する事項、業務の引き継ぎに関する事項、危険負担に関する事項、損害が発生した場合の責任分担、個人情報保護、法令等の遵守に関する事項、契約解除に関する事項などを明らかにします。

(7) モニタリング及び評価について

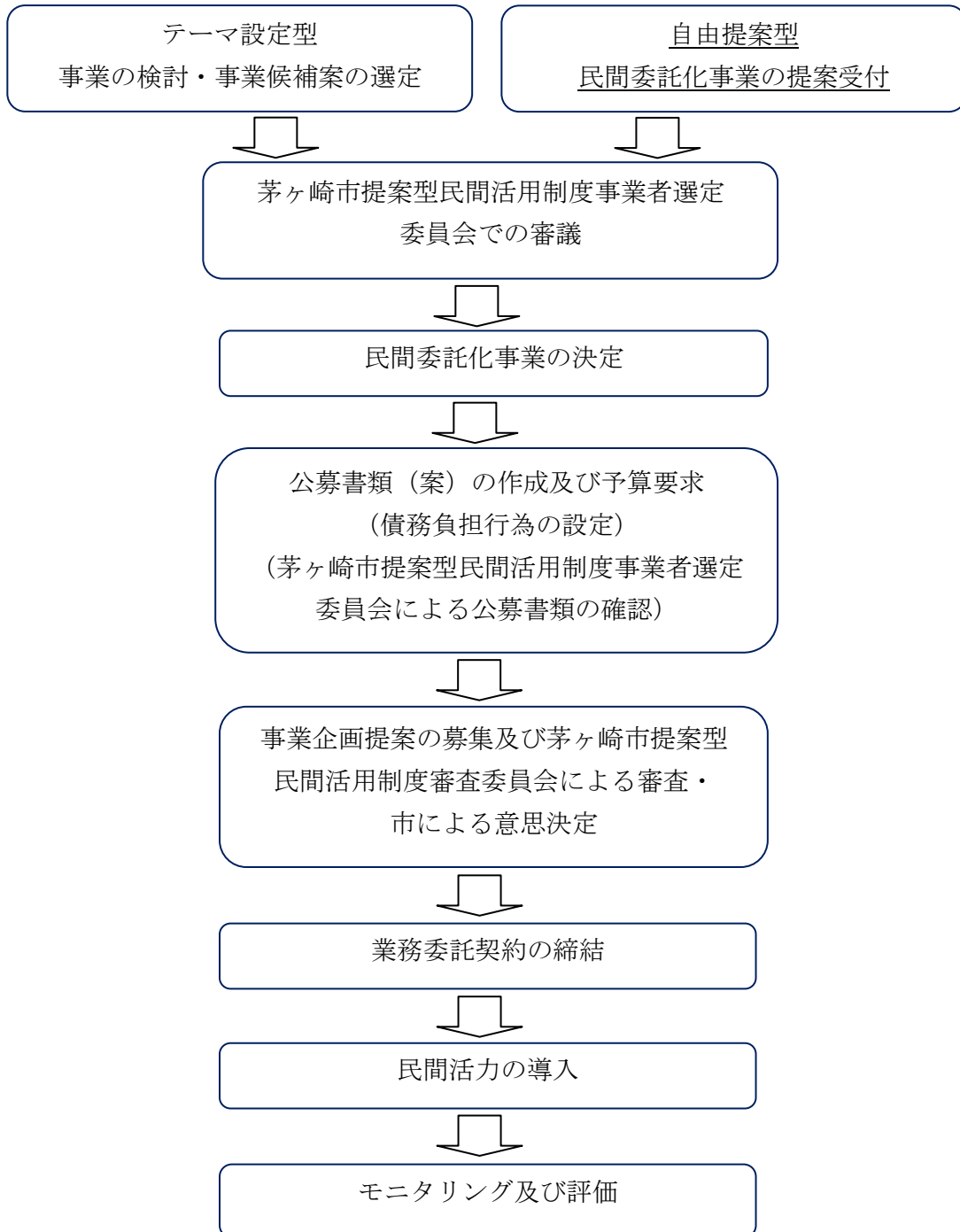
提案型民間活用制度により、民間団体、民間事業者が事業の担い手となった場合は、受託者から提出された事業報告の点検、実施確認等を適宜行うことにより、行政としての責任を果たすため、モニタリング及び評価を行うことが重要です。

モニタリング及び評価は、当該事務事業の所管課が中心となって行います。モニタリングにあたっては市民や利用者の意見も聴くこととし、評価にあたっては透明性、中立性及び公平性の確保の観点から、第三者チェックを受けるものとします。第三者チェックは、当該事業の事業実施主体を選定した茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会が行います。

また、モニタリング結果については、業務改善や次回の選定に生かしていきませんが、業務の不適正な執行や不履行があった場合には、契約解除についても検討します。

なお、民間委託化された事業に対するモニタリングの考え方については、14ページ「民間委託化された事業におけるモニタリング指針」のとおりです。

(参考) 提案型民間活用制度フロー



○事業企画提案に対するプロポーザル方式の提案審査指針

本指針は、提案型民間活用制度に基づき提出された提案を、公平・公正に効率的かつ円滑に審査することを目的とする。

1 審査における基本的な考え方

「最適な事業実施主体」の選定を念頭に置きながら、審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 審査体制

茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会にて審査を行い、審査結果を取りまとめる。

なお、会議の成立要件等については、別途茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則にて定めるものとする。

3 審査手順

(1) 書類審査

提出された提案書類等を事前に茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会委員に配布し、各委員が採点方式で評価を行う。

(2) 総合評価

上記の結果に加え、茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会にて提案説明（プレゼンテーション）の場を設け、各委員が採点方式で評価を行い、書類審査の採点に加点し、価格点も考慮のうえ、総合的に評価を行う。

4 審査基準

次に掲げる基準を基に、事業ごとに適切な基準を設け、審査を行うものとする。

なお、審査項目ごとの配点等は別途募集要項にて定めるものとする。

書類審査基準（標準例）

評価大項目	評価中項目	詳細
1. 事業実施効果	①サービスの質の向上	本市が実施するより効果的で、市民ニーズに合った質の高いサービスが提供できるか。
	②効率的な公金活用・収入増加	本市が実施するより効率的な公金活用が図られるか。また、収入増加のための取り組みは講じられているか。
	③地域経済活性化・地域への波及効果	本市が実施するより発展的で、地域の課題の解決や地元ニーズに合致した提案になっているか。また、雇用創出等の地域経済への波及効

		果はあるか。
2. 実現性	①提案の実現可能性	業務範囲及び事業量を適切に把握し、実行できる計画・体制になっているか。
	②収支・資金計画	収支計画及び資金計画は適切か。また、採算性は取られているか。
	③管理体制・リスクマネジメント	情報公開、苦情等への対応、事故防止等の安全管理対策等は取られているか。
3. その他	①女性・障害者雇用への配慮	多様な人材（女性・障害者）を生かす経営戦略があるか。
	②独自項目	提案を受ける事務事業によって、必要な事項を定めることができることとする。

提案説明審査基準（標準例）

評価大項目	評価中項目	詳細
1. 企画提案全般	①論点整理	提案事業の課題・問題点について、独自に整理がされている。
	②事業実施方針	提案事業の実施方針について、明確に示されている。
2. 提案説明	①説明内容	説明内容が提案書の内容を補完しており、独自のノウハウを十分に発揮できると認められる。
	②意欲及び保有する知識・経験	説明内容に高い意欲が感じられるとともに、豊富な知識や経験を持っていると感じられる。
	③的確な質疑応答	審査委員の質問に対し的確に回答している。
3. その他	①独自項目	提案を受ける事務事業によって、必要な事項を定めることができることとする。

5 審査の公開・非公開

茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会は「審議会等」に該当し、「茅ヶ崎市自治基本条例」第14条第3号において「審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではない。」とされていることから、委員会は原則公開とする。

また、「茅ヶ崎市情報公開条例」第5条において、「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」おそれがある場合は、その全部又は一部を非公開と

して取り扱うことができる。

本制度では、複数者からの応募が想定され、プレゼンテーション・質疑応答において選定に必要な情報を把握するために応募者の内部事情、技術情報や信用情報などを聴取するなど、非公開情報を含む場合があることから、茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会が認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができることとする。

6 審査結果

審査結果については、次に掲げるものとする。

(1) 採 択

(2) 不採択

また、審査結果（提案の採否）については、茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会終了後速やかに、市としての意思決定を行うとともに、全ての提案者に通知し、審査結果が不採択のものについては、その理由を付記するものとする。

なお、提案内容については、提案者の個人情報や機密事項等を除き、その概略を公表するとともに、採点結果については、個人情報を除き、委員ごとの結果を公表するものとする。

7 提案内容の取扱い

民間団体や民間事業者等からの提案内容、提出された書類等に関する一切の知的財産権については提案者に帰属するものとする。

しかしながら、提案が採択となった場合には、市はその提案、提出された書類等を事業実施のために無償で利用できるものとする。

また、提案者の個人情報や機密事項が含まれている場合は、情報公開にあたり必要な配慮を行うものとする。

○民間委託化された事業におけるモニタリング指針

1 モニタリングの目的

民間からの提案があり、事業審査の結果、民間に事業を委託する際には、従来本市が事業実施主体となっていたものが民間に移ることとなる。

そのため、民間委託の推進にあたっては、委託先との間で合意されたサービスが安全かつ適正な水準で確実に履行されていることを定期的に、ないし随時確認し、不履行がある場合には是正等の措置を講じるとともに、その結果について市民に広く周知する必要があると考えられる。

また、市民サービス向上の観点からは、民間委託した事務事業について、民間に任せきりにするのではなく、委託期間内で把握した課題について委託先と協議を行い、継続的に改善を図ることも重要となる。

このようにモニタリングには委託先との契約において合意した事項の履行確認だけでなく、市民サービス向上に向けた改善に必要な情報を取得するという目的がある。

2 モニタリングの手法

モニタリングの手法としては、一般的に「委託先によるセルフモニタリング」、「委託元である本市による随時調査」、「利用者アンケート」、「意見・苦情の受付」などがあり、これらの複数の手法を多面的に組み合わせて実施する必要がある。

3 モニタリングにあたっての注意事項

モニタリングにあたっては、委託先の効率的な業務執行を阻害しないような配慮が必要となる。セルフモニタリングを求める際には、委託業務の目的や性質に応じて、その必要書類等も委託先と協議する必要がある。

なお、モニタリングに関する内容（採用する手法や基準等）は可能な限り提案を受け付ける際に明らかにするよう努めるとともに、委託契約を締結する際には両方で合意することが必要である。

4 モニタリング内容について

安全性の確保や個人情報保護など業務の適正な執行を担保することは、市民サービスを提供する上で必要不可欠であり、委託先に最低限遵守させなければならない事項については、委託契約の中で明らかにする必要がある。

また、市民サービスの質を維持するために、契約等に定められた業務を確実にかつ適切な水準で実施することや、適正な人員の配置が行われていることを確認することも必要となる。

モニタリングについては、これらの事項を確認し、不履行がある場合には是正等の措置を行うことが必要である。契約において合意した事項の履行確認については、例として次の項目が考えられる。

なお、委託先等が本市に代わり事業実施主体となることから、政策目標等の実現に向けて積極的に取り組むよう、何らかの指標を設け、第三者チェック等を活用し、課題や問題点を洗い出すことで、業務改善や更なる市民サービスの向上に取り組むこととする。

(例) 契約において合意した事項に関するモニタリング項目

モニタリング項目	モニタリングの視点
個人情報保護、法令順守	関係法令や条例等は遵守されているか。
	個人情報は適切に管理されているか。
安全管理	安全管理のためのマニュアル等は整備されているか。
	緊急時の連絡、初動体制は整備されているか。
業務内容の遵守	契約に定められた業務は適正な水準で確実に実施されているか。
	契約に定められた人員等は適正に配置されているか。

5 モニタリング結果の反映

モニタリングを市民サービスの更なる向上や適正な業務執行に生かしていくためには、モニタリング結果に基づき、お互いに良い点・悪い点における納得性を高めるとともに、業務の不適正な執行や不履行が繰り返される場合には、契約解除といったことも考えられる。

6 その他

本ガイドラインは暫定版とすることとし、試行実施の経過を検証したうえで、今後の本格実施に向けた見直しを行います。

また、検討事項や制度上の問題点、課題が生じた場合には、茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会等の意見も踏まえ、市にてその都度ガイドラインを改訂します。

提案型民間活用制度ガイドライン（暫定版）

平成26年（2014年） 3月発行

第1刷100部

平成26年（2014年）12月発行

第2刷100部

平成27年（2015年） 3月発行

第3刷50部

平成28年（2016年） 7月発行

第4刷50部

平成28年（2016年） ○月発行

第5刷〇〇部

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部企画経営課行政改革担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

